

実行委員会組織案

実行委員会構成員

事業実施希望地区総代

事業実施希望地域づくり団体

えちご川口交流ネット REN

事業実施希望団体

川口地域委員から若干名

実行委員会事務局：川口支所地域振興課

スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 7月 | 実施希望地区・団体の募集 |
| 8月 | 事業規模の調査、実行委員会の開催（構成員・役員の決定） |
| 9月 | 事業規模の調整、実施スケジュールの調整
実行委員会の開催（各組織の予算規模の承認） |
| 10・11月 | 事業の実施 |

規約

別紙のとおり

長岡市川口地域ふるさと創生基金事業実行委員会規約（案）

（目的）

第1条 この委員会は、川口地域における地域振興や新市の一体感の醸成を図るため、市民と行政が協働し、地域住民主体の市民活動及び地域活動の促進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 委員会の名称は、長岡市川口地域ふるさと創生基金事業実行委員会（以下「委員会」という。）とする。

（事業）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川口地域における長岡市ふるさと創生基金事業の企画立案
- (2) 川口地域における長岡市ふるさと創生基金事業の事業実施
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業の目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、支所長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者等
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 住民の代表者等
- (4) 行政機関等の代表者等
- (5) 市の職員等

（任期）

第5条 委員の任期は1年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 監事 1名

（役員職務）

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計及び会務を監査する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

（経費）

第9条 委員会の運営に要する費用は、負担金、その他の収入をもってこれに充てる。なお、委員会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、長岡市川口支所地域振興課内に置く。

（委任）

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

（附則）

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成22年6月30日以降平成23年3月31日までに委
嘱された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。